

うん えい き てい
運 営 規 程
よこはましちいきせいかつしえん じぎょう ちいきかつどうしえん がた うんえいきてい
(横浜市地域生活支援センター事業「地域活動支援センターデイサービス型」運営規定)

じぎょう もくてき
(事業の目的)

第1条 社会福祉法人訪問の家が開設する地域活動ホーム「連」(以下「事業所」という。)が行う地域生活支援センター事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者(以下「利用者」という。)に対し、適正な地域生活支援サービスを提供することを目的とする。

うんえい ほうしん
(運営の方針)

第2条 運営方針は次のとおりとする

- この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者またはその介護を行うものに対して、入浴、食事の提供、創作的活動、生産等作業活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の事業者、その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

じぎょうしょ めいしやうなど
(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 名 称 地域活動ホーム「連」
- 所在地 横浜市旭区 柏 町 59番2号

しよくいん しよくしゅ いんずう しよくむないやう
(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

しよく しゅ 職 種	こようくぶん 雇用区分				しよくむないよう 職務内容
	じょう きん 常 勤		ひじょうきん 非常勤		
	せんじゅう 専従	けんむ 兼務	せんじゅう 専従	けんむ 兼務	
かんりしや 管理者	—	1	—	—	じぎょうしょ じゅうじしゃ かんり ぎょうむ かんり いちげんてき おこな 事業所の従事者の管理および業務の管理を一元的に行うと ともに、じぎょうしょ じゅう じ もの たい ほうれい など じゅんしゅ とともに、事業所の 従 事者に対し法令等を遵守させるために ひつよう し き めいれい おこな 必要な指揮命令を行う。
しどういん 指導員	1	0	0	1	りようしゃ たい にちじょうせいかつじょう しえん そうだん かいごなど おこな 利用者に対する日常生活上の支援、相談、介護等を行う。

えいぎょうび えいぎょうじかんなど
(営業日および営業時間等)

だい じょう じぎょうしょ えいぎょうび えいぎょうじかんなど つぎ
第5条 事業所の営業日および営業時間等は、次のとおりとする。

- えいぎょうび げつようび どようび だい3 どようび
1、営業日 : 月曜日から土曜日 (第3土曜日)
- えいぎょうじかん
2、営業時間 : 9:00 ~ 17:00
- 3、サービス提供時間 : 9:30 ~ 16:00
- ねんかん きゅうじつ ねんまつねんし にちしゆくさいじつ なつやす
4、年間の休日: 年末年始、日祝祭日および夏休み。

た ほうじんぎょうじとう とくべつ きゅうじつ りようしゃ きょうぎ けつてい
その他、法人行事等の特別な休日については、利用者との協議で決定する。

りようていいん
(利用定員)

だい じょう じぎょうしょ りようていいん めい
第6条 事業所の利用定員は、10名とする。

しゅ たいしやうしゃ
(主たる対象者)

だい じょう じぎょうしょ しゅ たいしやうしゃ つぎ
第7条 事業所は、主たる対象者を次のとおりとする。

- しんたいしやうがいしゃ
1、身体障害者
- ちてきしやうがいしゃ
2、知的障害者
- せいしんしやうがいしゃ
3、精神障害者

ないよう
(サービスの内容)

だい じょう じぎょうしょ ていきよう ちいきせいかつしえん ないよう つぎ
第8条 この事業所が提供する地域生活支援サービスの内容は、次のとおりとする。

- けいかく さくせい
1、デイサービス計画の作成
- にちじようせいかつ しえん
2、日常生活の支援

にゅうよく
ア 入浴

しよくじ ていきよう
イ 食事の提供

そうさくてきかつどう
ウ 創作的活動

せいさんてきかつどう
エ 生産的活動

きのうくんれん
オ 機能訓練

しゃかいせいかつ てきおう ひつよう くんれん
カ 社会生活への適応のために必要な訓練

かいごほうほう しどう
キ 介護方法の指導

た ひつよう くんれん
ク その他必要な訓練

りようしゃとう じゅりよう ひよう しゅるい がく
(利用者等から受領する費用の種類およびその額)

だい じょう
第9条

- じぎょうしょ ちいきせいかつしえん ていきよう さい りようしゃ よこはまし さだ ふたんじょうげんげつがく
1、事業所は、地域生活支援サービスを提供した際は、利用者から、横浜市が定める負担上限月額の
はんいない りようしゃふたんがく しはらい う
範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。
- じぎょうしょ だいいりじゅりよう おこな ちいきせいかつしえん ていきよう さい りようしゃ ぜんこう かか
2、事業所は、代理受領を行わない地域生活支援サービスを提供した際には、利用者から前項に掲
りようしゃふたんがく よこはまし さだ がく しはらい う
げる利用者負担額のほか、横浜市が定める額の支払を受けるものとする。
- じぎょうしょ ぜんにこう しはらい う がく じぎょうしょ ていきよう べんぎ きょう ひよう
3、事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、事業所において提供される便宜に供する費用のうち
つぎ かくごう かか ひよう しはらい りようしゃ う
次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

- しよくじ ていきよう よう ひよう ていしよとくしゃ ばあい ざいりようひ
① 食事の提供に要する費用(低所得者の場合は材料費のみ)
- にゅうよく かか こうねつすいひ
② 入浴に係る光熱水費
- そうさくてきかつどう かか ざいりようひ
③ 創作的活動に係る材料費

④ その他、事業所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

4、事業所は、前三項にかかる費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5、事業所は、前三項に係る費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。 旭区全域、その他近隣区

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことを行わないものとする。

(緊急時等における対応)

第12条 事業所の従事者は、地域生活支援サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第13条

1、事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知する。

2、事業所は、災害対策に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第14条

1、事業所は、提供した地域生活支援サービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。

2、事業所は、提供した地域生活支援サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3、事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施。

(4) 虐待防止の対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底。

（身体拘束等の禁止）

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知徹底

（2）身体拘束等の適正化のための指針の整備

（3）従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

（感染症対策に関する事項）

第17条 事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。

（3）事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施。

（事業継続計画の策定に関する事項）

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

（その他運営に関する事項）

第19条 事業所は、従業員の資質向上のため研修（前項に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止に関する内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3か月以内

② 継続研修 年2回

2 事業所は、地域生活支援拠点等として、地域生活支援拠点の全ての機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を担う。

3 従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含める。

5 事業所は、従事者、設備・備品および会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

6 事業所は、事業所の見えやすい場所に、運営規定の概要、従事者の勤務体制、その他の利用

申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

ふそく
附則

この規定は、平成19年10月1日から施行する。

この規定は、平成21年6月1日から施行する。

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

以上